

令和3年度 教育委員会 第6回定例会 議案

1 日 時 令和3年7月27日（火） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第 7号議案 令和4年度静岡県立高等学校学科改善 … 1

<非>第 8号議案 令和3年6月県議会定例会に提出する議案 … 非

<非>第 9号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第10号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第7号議案

令和4年度静岡県立高等学校学科改善

令和4年度静岡県立高等学校学科改善について、別紙のとおり決定する。

令和3年7月27日提出

静岡県教育委員会教育長

(別紙)

令和4年度静岡県立高等学校学科改善(案)

<学科改善の概要>

学校名	改善前	改善後
島田商業(全日制) <商業科>	<p>総合ビジネス科</p> <p>情報ビジネス科</p>	<p>商業科</p>

1 学科改善案

学校名	改善前	改善後
島田商業（全日制）<商業科>	<p>総合ビジネス科</p> <p>情報ビジネス科</p> <p>商業科</p>	商業科

2 概要

(1) 改善の必要性

- ・ 令和4年度実施の新学習指導要領では、商業における4分野（マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報）を体系的・系統的に理解すると共に、それらが相互に関連づけられることが求められている。
- ・ 静岡県産業教育審議会答申においても、商業における4分野をバランスよく学習しつつ、高度な専門知識を学べる教育内容に改善することが求められている。
- ・ 従来から就職を進路とする生徒は多いが、近年では4年制大学や短期大学等への進学及び公務員就職の希望者も増加しており、進路の多様化が進んでいる。

(2) 改善の方向性

- ・ 新学習指導要領実施に合わせ、両学科を発展的に統合し、これまで両学科で行ってきた学びを保証しつつ、商業学習の基礎となる商業4分野をバランスよく学んだ上で、自己の進路に合わせた科目を選択できる教育課程に変更する。
- ・ 生徒全員の情報活用能力を育成するため、科目「プログラミング」や「ソフトウェア活用」等を履修できるよう設定する。専門科目で身につけた能力を「課題研究」で活用させることで、課題発見能力や課題解決能力を備えた地域社会で活躍する人材育成を目指す。

白
紙

第6回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報 告 事項 1	令和4年度公立高等学校入学者選抜実施要領	P1
配 付 報告 1	令和4年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領	P3
配 付 報告 2	監査結果に関する措置状況報告	P5

令和 4 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

(高校教育課)

1 趣旨

令和 4 年度静岡県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

2 日程

課 程	実 施 内 容		期間及び実施日 (全て令和 4 年)
全日制の課程 及び 定時制の課程	一般選抜 及び 特別選抜	願書受付	2 月 15 日 (火) ~ 2 月 17 日 (木)
		志願変更受付	2 月 22 日 (火) 2 月 24 日 (木)
		学力検査等 (全日制)	3 月 3 日 (水)
		学力検査・面接等 (定時制)	
		面接・実技検査等 (全日制)	3 月 4 日 (金)
		追検査受検願受付	
		追検査	3 月 10 日 (木)
	合格者発表	3 月 15 日 (火)	
	再募集	願書受付	3 月 17 日 (木) 3 月 18 日 (金)
		面接等	3 月 22 日 (火)
合格者発表		3 月 24 日 (木)	
単位制による 定時制の課程	一般選抜 (春季選抜)	一般選抜に準じて実施する。	
	秋季選抜	願書受付	8 月 3 日 (水) 8 月 4 日 (木)
		基礎力検査及び自由表現等	8 月 16 日 (火)
		追検査	8 月 18 日 (木)
		合格者発表	8 月 23 日 (火)
単位制による 通信制の課程	願書受付	3 月 17 日 (木) ~ 3 月 29 日 (火)	

3 主な改正点

- (1) 募集停止
金谷高等学校 (普通)
- (2) 学校裁量枠における重視する観点の追加
ア 下田高等学校 (普通)

- イ 伊東商業高等学校（総合ビジネス）
 - 中学校における学習（選抜割合：20%程度、選抜対象者：希望者）
- ウ 三島南高等学校（普通）
 - 探究活動（選抜割合：3%程度、選抜対象者：希望者）
- エ 沼津東高等学校（普通）
 - 中学校における学習（選抜割合：18%程度、選抜対象者：希望者）
- オ 沼津工業高等学校（機械、電気、電子ロボット、建築、都市環境工学）
 - 学科への適性（選抜割合：10%程度、選抜対象者：希望者）
- カ 吉原高等学校（国際）
 - 学科への適性（選抜割合：20%程度、選抜対象者：希望者）
- キ 富士市立高等学校（ビジネス探究・総合探究）
 - 探究活動（選抜割合：5%程度、選抜対象者：希望者）
- ク 静岡東高等学校（普通）
 - 中学校における学習（選抜割合：10%程度、選抜対象者：希望者）
- ケ 藤枝西高等学校（普通）
 - 探究活動（選抜割合：3%程度、選抜対象者：希望者）
 - 特別活動等（選抜割合：3%程度、選抜対象者：希望者）
- コ 榛原高等学校（普通、理数）
 - （普通）探究活動（選抜割合：5%程度、選抜対象者：希望者）
 - （理数）探究活動（選抜割合：10%程度、選抜対象者：希望者）
- サ 掛川西高等学校（理数）
 - 中学校における学習（選抜割合：20%程度、選抜対象者：希望者）
- シ 横須賀高等学校（普通）
 - 中学校における学習（選抜割合：20%程度、選抜対象者：希望者）
- ス 池新田高等学校（普通）
 - 地域貢献（選抜割合：10%程度、選抜対象者：希望者）
- (3) 学校裁量枠における重視する観点の廃止
 - ア 川根高等学校
 - 中学校における学習（選抜割合：20%程度）
 - イ 浜松湖北高等学校（普通、産業マネジメントⅠ、産業マネジメントⅡ、産業マネジメントⅢ）
 - 中学校における学習（選抜割合：30%程度）
- (4) 特別選抜
 - 長期欠席生徒選抜（募集停止）
 - 金谷高等学校（普通）

令和 4 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

(高校教育課)

(趣旨)

令和 4 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程は以下のとおりである。

1 日程

実 施 内 容		期 間 及 び 実 施 日
入学願書等の受付		令和 3 年 12 月 7 日 (火) ～12 月 10 日 (金) 正午
検査の実施等	総合適性検査及び作文	令和 4 年 1 月 8 日 (土)
	面接	令和 4 年 1 月 9 日 (日)
選抜結果の通知 (小学校長及び受検者本人あてに通知する。)		令和 4 年 1 月 19 日 (水)
入学意思確認		令和 4 年 1 月 19 日 (水) ～1 月 24 日 (月) 正午※
入学予定者の補充		令和 4 年 1 月 25 日 (火) ～1 月 28 日 (金)

※土日休日を除く期間で実施する。

2 募集定員

対 象 校	定 員
県立清水南高等学校中等部	120 人
県立浜松西高等学校中等部	160 人

白
紙

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概 要

令和2年度第5回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項 目	監査結果	対象期間	監 査 方 法	対 象	結果内容
第5回	R3.3.26	R2.12.22 ～ R3.3.16	定期監査	26所属	指摘2件 注意2件 意見1件
		随時監査	2所属	指摘等なし	

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和2年度第5回 監査結果

ア 定期監査

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
三島南高等学校	委託業務等に係る不適切な会計事務処理	1
磐田西高等学校	部活動費の不適切な管理	3

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
静岡農業高等学校	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）	4
浜松西高等学校	その他金券類の不適切な管理	5

<意見>

対 象 機 関	件 名	詳細
教育総務課	自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について	6

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
三島南高等学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 業務委託等に係る不適切な会計事務処理</p> <p>3 内 容 三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起こし、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為何の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為何を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為何を減額し、関係書類を紛失した。	
<p>【措置の内容】</p> <p>学校としての課題認識</p> <ol style="list-style-type: none">1 清掃業務業務委託については、定例業務の失念防止策として、進捗管理用「会計チェック表」を作成していましたが、当該業務についての記載が漏れていました。2 電気使用量については、担当職員の目視に任せきりで、確認が不十分でした。写真での確認や複数名での巡回確認などを行っていませんでした。3 担当職員の「相手方へは確認して納入手続きが完了済」との口頭報告に頼り、「領収書写し」や「納期後収納一覧表」等による確認を行っていませんでした。4 支出負担行為何など会計書類をチェックするだけで、組織として決裁後の執行未済がないか確認していませんでした。	

学校における再発防止策

以下の取組などにより、適正な会計事務処理を行います。

- 1 会計チェック表に漏れなく記載するとともに、担当者以外も進捗状況を確認できるよう、毎年、毎月の定例業務を業務予定用ホワイトボードに実施予定日を記載するなど相互にフォローできる体制としました。
- 2 電気使用量については、写真での確認や複数名での巡回確認など事務職全員が確認できる体制としました。
- 3 会計書類の目視確認に加え、「収納未済一覧表」等に見落としがないよう、複数の職員で確認することとしました。
- 4 令和2年6月から2か月ごとに「財務会計システムによる執行未済確認」を打ち出し、複数の職員で未執行の有無を確認することとしました。

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田西高等学校	令和3年3月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 部活動費の不適切な管理 3 内 容 磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。 また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。	
【措置の内容】 1 学校としての課題確認 本件は、父母会が管理する部活動の遠征費用の金銭の管理が徹底されていなかったこと、学校が管理方法を事前に把握していなかったことが原因です。 事態が発覚した時点で、父母会に経緯の説明と謝罪をしました。 また、今回監査による指摘を受け、令和3年4月15日に父母会に部活動費用の金銭の管理方法の徹底の依頼をし、4月27日の職員会議の際に本校教職員に対して、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。 2 学校における再発防止対策 父母会がある部活動については、再発防止の取り組みとして、金銭の管理を徹底すること、遠征費用等やむを得ず顧問に現金を預ける場合には学校に連絡すること、定期的に収支報告書を閲覧させていただくことを文書で依頼しました。 父母会がない部活動については、部費の集金を行う場合は通帳により管理し、年度末には収支報告書を学校に提出してもらうこととしました。 また、不祥事根絶の取組として、一時的な集金がある場合は、必ず保護者あての通知を校長名で配布すること、会計処理についての校内研修を年3回実施することとしました。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡農業高等学校	令和3年3月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発） 3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。	
【措置の内容】 1 学校としての課題確認 本件は、会計年度任用職員の年次有給休暇についての担当職員による制度の理解不足と事務室内でのチェックが不足したことが原因です。 監査における指導を受け、会計年度任用職員の令和2年度の年次有給休暇について再度確認を行い、該当する会計年度任用職員に対し経緯を説明するとともに正しい付与日、付与日数に改めました。 前回に引き続き年次有給休暇の付与日数等に誤りを発生させてしまったことを重く受け止め、以下の再発防止策を徹底することとします。 2 学校における再発防止対策 (1) チームによる制度理解とチェック体制の構築 ・ 担当者のみならず、事務室職員全員の制度理解を深めるとともに、付与の際は複数名による確認を実施することでチェック機能を強化します。 (2) 制度に関する知識の積極的な習得 ・ 事務職員研修会に参加するなど、制度に関する継続的な知識の習得に努めます。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松西高等学校	令和3年3月26日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 その他金券類の不適切な管理 3 内 容 平成27年度にiTunesカード(1,500円券×10枚)を取得、同年度中にそのうち4,800円を使用した。また、「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。	
【措置の内容】 1 学校としての課題認識 本件は、平成27年度末において、担当職員及び担当教員のみで課金及び購入手続を行い、事務室内でこれらの情報が共有されなかったことから、当該払出手続を失念したことが原因です。 また、その後の利用実績がなく、実際の残高の確認を行わなかったため、受入時の残高を毎年度繰越処理し続けていたことにより発生した事案です。 令和2年11月27日、教員用iPad(8台)に英和電子辞書(単価600円)が搭載されていたことが確認されたため、同日付けで「その他の金券類受払簿」に払高計4,800円を計上し、当該金券類を管理するとともに、授業での活用を促進しています。 2 学校における再発防止策 複数の職員による定期的な現物確認を行うとともに、その他の業務同様、朝の打合せ等における的確な情報共有を実施し、金券類管理の適正化を図りました。 また、年度末においては、主担当と副担当とが相互確認を目的とした事務処理を行い、事務長が総括的に精査することにより、再発防止に努めてまいります。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

(別紙 2 : 「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和 3 年 3 月 26 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>3 内 容 教育委員会の出先機関において、県立学校を中心にAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められているところです。</p> <p>現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校におけるAEDの調整においては、PTA又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AEDは、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。</p> <p>つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効率的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>	

【措置の内容】

「出先機関等におけるAEDの管理等に関する調査」において、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れ、物品借受調書の未作成など、適切な管理が行われていないことが確認された所属については、速やかにAED本体及び消耗品の更新や借受調書の作成を行いました。

また、令和3年6月、当課より教育長通知を発出し、すべての出先機関等（県立学校を含む）に対し改めて調査結果等を周知し、適切な管理の徹底を促しました。

今後、令和3年9月を目途に、国のAEDに関するガイドライン等を基に具体的な管理・点検方法等をまとめた実務マニュアルを各出先機関等に対して周知するとともに、関係各課と連携して、内部監察制度や学校訪問などを活用した点検体制を確保するなど、一元的な管理・指導体制を構築します。

県立学校におけるAEDの設置・更新にあたっては、学校所管課と連携し、リース等の調達方法を各学校に紹介するとともに、各学校最低1台は県費で整備するなどの方法を検討してまいります。

また、出先機関等において、常に安全かつ迅速にAEDを使用できる環境を確保するため、保健担当職員や養護教諭等、AEDを操作できる職員を各学校複数名確保するよう各種講習会等への参加を呼び掛けていきます。

特に県立学校においては、生徒等の事故発生に備え、文部科学省の「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を周知し、教職員等が連携して迅速・適切な対応ができる体制の構築を促していきます。

白
紙